



2012 年 第 37 回五ヶ所湾合同レース

主催：J S A F 外洋東海

協力：衣浦フリート

衣浦ヨットクラブ

帆 走 指 示 書

1. 適用規則

1.1. 本レースは以下の規則を適用する。

セーリング競技規則 2009-2012(以下、RRS)に定義された規則

JSAF 外洋特別規定(JSAF-OSR)2012-2013

IRC Rule 2012 Part A, B, C (IRC 部門)

TRS (TRS 部門)

1.2. 予告信号から日の出(5:00)までは RRS2 章に代えて海上衝突予防法を適用する。

1.3. IRC 規則 22.4.2 (証書に記載されたクルーの人数、または証書記載のクルー人数×85kg のクルー重量を超えてはならない)を適用しない。

2. 競技者への通告

2.1. 事前：4月30日(月)12:00までにホームページに掲載する。

2.2. 当日：衣浦ヨットクラブに設置する公式掲示板に掲載される。

当日の最終掲載時刻は5月2日20:00です。

3. レース日程

3.1.

4月27日(金) 事前出艇申告、JSAF-OSR 申告書提出期限

*提出書類は sailing@tosc.jp まで送付をお願いします。

5月2日(水) 19:30~21:00 出艇申告 於：衣浦ヨットクラブ

5月2日(水) 20:00~ 艇長会議 於：衣浦ヨットクラブ

5月3日(木) 01:55 スタート予告信号

5月3日(木) 16:30 タイムリミット

5月3日(木) 16:30~ 懇親会 於：志摩ヨットハーバー

4. コース

衣浦港沖(スタート)→五ヶ所湾口(フィニッシュ) 約50海里

伊勢湾沖ノ瀬灯浮標の東側、伊良湖水道および定置網の内側は通過禁止

(定置網の位置の参考サイト)

<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN4/noriwakame171019/noriwakameindex.html#kumanonada>

5. スタート



- 5.1. レースは次の通りスタートさせる。
スタート5分前(予告信号) 提灯1灯を掲げ、音響信号一声を発する。
スタート4分前(準備信号) 提灯2灯を掲げ、音響信号一声を発する。(1灯追加)
スタート1分前 提灯1灯を掲げ、音響信号一声を発する。(1灯消灯)
スタート時 提灯を消灯し、音響信号一声を発する。
これは RRS 26. を変更している。
- 5.2. スタートラインはスターボードの端となる黄色回転灯を点灯したボートのマストとポートの端となる点滅するキセノンライトを装着したブイの間とする。
- 5.3. スタートは RRS30.1 ラウンド・アン・エンド規則を適用する。
- 5.4. スタート信号の20分より後にスタートする艇は、審問無しに「DNS」と記録される。これは RRS A4 を変更している。
- 5.5. 個別のリコール
リコール艇があった場合、音響信号一声を発し提灯1灯を点滅する。
点滅の時間は全てのリコール艇がスタートライン、またその延長線のプレスタート・サイドに完全に入るまで、あるいはスタート信号後の5分間とする。
- 5.6. ゼネラルリコール
スタート信号時にスタートラインのコースサイドにいる艇、もしくは RRS30.1 の適用を受ける艇を特定できない場合、またはスタートの手順に誤りがあった場合、レース委員会は音響信号二声を発し、提灯2灯を点滅する。(5分程度) 再スタートは原則として15分後とする。再スタートの6分前に音響信号一声を発し提灯2灯を点灯(10秒程度)する。
6. フィニッシュ
- 6.1. フィニッシングラインは、五ヶ所湾口のポートの端となる黄色の「楓ブイ」と、スターボードの端となるコミッティーボート「〇〇〇〇」の J S A F エンサインを掲げたポールとの間とする。
7. ペナルティ
- 7.1. RRS 29.1 または RRS 30.1 に係わる規則違反については、OCS に代わる罰則として、所要時間に5%を加算するタイムペナルティを適用する。
8. エンジンを使用した場合にはプロテスト委員会の判断により、失格または20%のタイム・ペナルティを適用する。
9. タイムリミット
- 9.1. タイムリミットは5月3日(木)16:30とし、それ以前にフィニッシュ出来なかった艇はDNFとする。これは RRS 35、A4、A5 を変更している。



10. 抗議と救済要求

- 10.1. 抗議しようとする艇は RRS61.1 に加えて、フィニッシュ後直ちに、レース 運営艇に抗議しようとする相手の艇名とその旨を通知しなければならない。
- 10.2. 抗議は所定の書式に記入し、自艇フィニッシュ後 1 時間 30 分以内にレース本部へ提出すること。
- 10.3. 抗議に関わる通告は、VOC・志摩ヨットハーバーのレース本部前の公式掲示板により行う。

11. 安全規定

- 11.1. 出艇申告書を提出し、スタートしない艇またはリタイアした艇は、その旨をレース本部に直ちに報告しなければならない。
- 11.2. 上記報告は当該艇の責任者が行わねばならず、第三者に伝言を託してはならない。

12. 無線通信

- 12.1. ロールコールは、行いません。
- 12.2. 通信の手段、装置は制限せず、また、この内容も外部の援助とはしない。これは RRS41 を変更している。

13. 緊急救助体制

- 13.1. 各艇からの連絡状況、気象・海象の状況等から遭難の可能性が高いとレース委員会が判断した場合は、当該艇から申告を受けた緊急連絡先に連絡し、協議のうえ海上保安庁に捜索要請を行うことがある。

14. 責任の所在

- 14.1. 艇と乗組員の安全の確保はオーナーの避けられない責任であり、オーナーは、所有艇が十分に艀装され、かつ必要な耐航性を保ち、荒天の海にも適した経験豊かなクルーを乗組ませるように全力を尽くさねばならない。オーナーは、船体、スパー、リギン、セールおよびすべての備品を確実に整備し、また安全備品が適正に維持格納され、それ等の使用法と置場所を乗組員に熟知させておかなければならない。
- 14.2. レース艇がスタートするか否か、またレースを続行するか否かは、全て各艇の責任のみで決定される。

15. 緊急連絡先

- 15.1. 三河海上保安署 0532-34-0118
衣浦海上保安署 0569-22-4999
鳥羽海上保安部 0599-25-0118
(同) 浜島分室 0599-53-0300

16. レース本部の所在



- 16.1. 5月2日(水) 20:00~5月3日(木) 03:00
衣浦ヨットクラブ: 0569-73-2426
5月3日(木) 03:00~レース終了まで
VOC・志摩ヨットハーバー: 0599-66-0933

お知らせ

位置情報通知システム

今回のレースはロールコールを行いませんが、レース運営を円滑に進めるためにレース鉱石のリアルタイム表示にご協力をお願いいたします。

詳細はJ S A F 外洋東海ホームページ内

<http://www.tosc.jp/uncategorized/1124.html>

をご確認ください。

GPS ロガー

レース艇は、GPS ロガーを携行してください。

GPS ロガーはレース委員会が準備し、貸与します。

出艇申告時に受け取り、フィニッシュ側本部船に返却してください。

志摩ヨットハーバーに係留する艇は陸上での返却も可とします。